

検討会議の進め方について（釧路自然環境事務所）

①会議のあり方について

- ・エコツーリズム戦略及び検討会議発足当時に合意された「検討会議の今後の運営（参考資料4）」において、検討会議の目的や対象事業及び構成員の役割が定められている。これに基づき、構成員それぞれの役割に応じた議論ができるような雰囲気づくり（会議体としていくこと）を行うことが必要ではないでしょうか。
- ・提案に当たっては、両町に事前の相談ができることとなっているが、提案から承認までの間における両町の負担が過大になっているという声も聞かれる。このため、提案者及び町の役割についても、構成員間で確認し、共通認識を持つことが必要ではないでしょうか。

②提案に関して承認を必要とする範囲及び内容について

- ・知床エコツーリズム戦略において、「新しい観光利用の開始」「新たなルールを作成する等」の提案は誰でも自由に検討会議において実施することができることが規定されている。本戦略の目標を「将来目標を地域主導で達成するための方法を共有すること」としていることを踏まえると、提案に関して承認を必要とする範囲及び内容は、あくまで同戦略における将来目標及び具体的方策に沿ったものとすべきことを構成員間で再確認することが必要ではないでしょうか。
また、承認された提案の実効性及び継続性の観点から、提案者に求める事項についても、戦略に基づいた必要最小限の事項とする配慮が必要ではないでしょうか。
- ・現行戦略において、「既存の法律等を逸脱する提案や既存活動の持つ慣例等への配慮を欠いた提案を承認することは認められない」とされていることから、承認の対象となる提案は、上記を満たすものであることが前提であることを構成者間で再確認することが必要ではないでしょうか。
- ・提案が個別事業である場合も想定されるが、個別事業の実施の可否ではなく、今後、同様の取組を実施したい事業者が現れた場合も想定の上、提案のあった利用形態（地域・人数・ルール等）を対象として議論していくことが望ましいのではないのでしょうか。

③検討会議における合意形成及び提案に対する承認方法について

- ・検討会議の時間も限られていることや、検討会議の場で必ずしも意志決定をできない場面もあると思われることから、検討会議における合意形成及び提案に対する承認方法について、あらかじめ構成員で確認・決定することが必要ではないでしょうか。